

令和2年7月豪雨 木造仮設住宅の利活用が決定しました！

～ 住まいの再建「くまもとモデル」第1号 ～

- 昨年7月から10月にかけて、知事が仮設住宅を訪問し被災者の方々と意見交換を行った際に、「このまま木造仮設住宅に住み続けたい。」「再建まで時間がかかるが、仮設住宅の入居延長はいつまでできるのか」という御意見を数多くいただきました。
- そこで、県では、木造仮設住宅を住まいの再建等のために利活用するため、関係市町村と協議を進めてきました。
- この度、相良村と協議が整い、被災者の方々の住まいの再建等のため、以下のとおり県から譲与を受け、村有住宅として利活用されることになりました。

1 利活用する応急仮設住宅

相良村 松葉仮設団地 16戸

2 譲与する時期

令和4年8月22日（予定）

※仮設住宅供与期間（2年間）終了の日

【問合せ先】

熊本県健康福祉部すまい対策室 緒方
直通 096-333-2821（内線 7677）